

(令和8年8月)

国民健康保険資格確認書等の更新について

1 受診の際に提示される書面について

福岡市国民健康保険被保険者が医療機関等を受診する際に提示される書面については、マイナ保険証の利用登録状況に応じ、その種類が異なりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

2 資格確認書・資格情報のお知らせについて

(1) 福岡県国民健康保険資格確認書(P5別紙①②)

マイナンバーカードを保有していない人やマイナ保険証の利用登録をしていない人等に、資格確認書を交付します。従来の被保険者証と同様に取扱い願います。

福岡県 国民健康保険 資格確認書	交付年月日 令和8年8月1日 有効期限 令和9年7月31日
	(枝番) 01
記号番号 12345678	
氏名 国保太郎	性別 男
生年月日 昭和63年12月8日	
適用開始年月日 令和7年12月1日	
世帯主氏名 国保太郎	
住所 福岡市中央区天神1丁目8番1号	
保険者番号 405099	交付者名 福岡市
〇〇区役所保険年金課 092-000-0000	印

①サイズ ……縦 54mm×横 86mm

②色 ……薄緑色

③有効期間 ……令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

※ 70歳から74歳の人については、一部負担金の割合及び発行期日を記載しています。

※ 有効期間内に70歳になる人(昭和31年8月2日～昭和32年7月1日生まれ)の有効期限は、70歳の誕生日の属する月の月末(1日生まれの人はその前月末)となり、一部負担金の割合及び発行期日を記載した新たな資格確認書は、有効期限を迎える前に郵送します。(届出不要)

※ 有効期間内に、在留期間が満了する外国籍の人は、在留期間満了日が有効期限となります。

※ マイナ保険証を保有している被保険者であっても、認知症や介助が必要な方、施設入所者などで、マイナ保険証での受診が困難な人(「要配慮者」)は、申請により、資格確認書の交付を受けることができます。

※ 有効期間内に 75 歳になる人(昭和 26年8月 2 日～昭和 27年7月 31 日生まれ)の有効期限は、75 歳の誕生日の前日となります。75 歳の誕生日以降は、後期高齢者医療制度の対象となります。

※ 一定の障がいがあり、申請により広域連合の認定を受けた 65～74 歳の人
は後期高齢者医療制度の対象となります。

(2) 資格情報のお知らせ(P6別紙③)

マイナ保険証の利用登録をしている人には、原則、「資格情報のお知らせ」を
交付します。

自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう交付するものであり、本書面
単独で保険診療の資格確認に用いることができません。一方で、
マイナ保険証の読み取りができないなどオンライン資格確認ができない場合には、
マイナ保険証とともに提示されれば保険診療の資格確認に用いることができる書
面となりますので、その際は従来の被保険者証と同様に取扱い願います。

①サイズ ……A4用紙(一部をカードサイズに切り取り携帯可能)

②有効期間 ……令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

※ 70 歳から74 歳の人については、一部負担金の割合及び発行
期日を記載しています。

※ 有効期間内に 70 歳になる人(昭和31年8月2日～昭和32年7
月1日生まれ)の有効期限は、70 歳の誕生日の属する月の月末
(1 日生まれの人はその前月末)となり、一部負担金の割合及び発
行期日を記載した新たな資格情報のお知らせは、有効期限を迎え
る前に郵送します。(届出不要)

※ マイナンバーカードの電子証明書有効期限切れ3カ月経過後は、
マイナ保険証を利用することができなくなります。

※ 有効期間内に、在留期間が満了する外国籍の人は、在留期間
満了日が有効期限となります。

※ 有効期間内に 75 歳になる人(昭和 26年8月 2 日～昭和 27年7月 31
日生まれ)の有効期限は、75 歳の誕生日の前日となります。75 歳の誕生日
以降は、後期高齢者医療制度の対象となります。

(3) 福岡県国民健康保険被保険者資格取得証明書(P7別紙④)

資格取得証明書の提示があったときは、資格確認書と同様の取扱いに
していただき、資格取得証明書に明示された一部負担金の割合を受診者
の負担とし、通常の保険請求をお願いします。ただし、保険適用ができる
人は、世帯主欄に記載されている人ではなく、その下段に記載された被保
険者ですので、ご注意願います。

①サイズ ……A4用紙

②有効期間・発行日から 14日間

3 更新方法

(1) 福岡県国民健康保険資格確認書

- 新しい資格確認書(薄緑色)は、7月下旬に各世帯へ郵送します。
- 令和8年6月22日以降に、国民健康保険の加入・変更等の届出をした人については、令和8年6月22日から、有効期限が令和8年8月1日以降の新しい薄緑色の資格確認書を持参される可能性があります。

(2) 資格情報のお知らせ

- 新しい資格情報のお知らせは、7月下旬に各世帯へ郵送します。

4 保険給付について

- 必ず資格確認書等の記載にて交付年月日と有効期限を確認してください。(※ただし、マイナ保険証で受診される場合を除きます)

5 案内用ポスターについて

被保険者等に対し、マイナ保険証及び資格確認書についての案内用ポスターを作成しましたので、各医療機関等において、周知いただきますようご協力をお願いします。

なお、ポスターにつきましては、下記 URL からダウンロードできます。

URL:

https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/kokuho/hp/seido/05_2_4.html

6 福岡県国民健康保険限度額適用認定証等について(P8別紙⑤)

(1) 福岡県国民健康保険資格確認書で受診する場合

- 資格確認書でオンライン資格確認を受けた場合、被保険者の同意があれば限度額等の適用が可能です。
- 上記以外で、福岡県国民健康保険限度額適用認定証や限度額適用・標準負担減額認定証、福岡県標準負担額減額認定証の交付を希望する場合には、申請が必要です。

<限度額適用認定証等>

- ①サイズ ……縦 210mm×横 297mm
- ②色 ……薄緑色
- ③有効期間 ……令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

※ 限度額認定証の有効期限は一律、70歳に到達する被保険者や75歳に到達する被保険者等を除き、令和9年7月31日となります。

※ 令和8年度の限度額適用認定証等の申請は、住民票のある区・出張所の保険年金担当課窓口の他、郵送・オンラインでも可能です。詳しくは、福岡市ホームページをご案内ください。

※ 入院時の食事代標準負担額の長期認定の適用を受けるには、別途申請が必要です。

(2) マイナ保険証で受診する場合(「資格情報のお知らせ」交付者)

○ マイナ保険証を使って医療機関等を受診する場合、受付時の同意なく限度額が適用されます。

○ マイナ保険証を利用している場合でも、入院時の食事代標準負担額の長期認定の適用を受けるには申請が必要です。申請は、住民票のある区役所(出張所)保険年金担当課窓口の他、オンラインでも可能です。詳しくは上記記載のHPをご案内ください。

(3) 自己負担限度額が適用されない場合

自己負担限度額が適用されない場合(限度額適用認定証については、被保険者本人が申請しても交付できない場合)があります。自己負担限度額が適用されるかどうか等については、被保険者本人から、住民票のある区役所(出張所)保険年金担当課へお問い合わせいただきますようお願いください。

7 資格確認書の氏名及び性別表記の変更について(P9 別紙⑥)

被保険者から資格確認書の表面に戸籍上の氏名や性別を記載してほしくない旨の申し出があり、やむを得ない理由があると判断した場合は、次のとおり表記しております。

【氏名表記】

資格確認書の表面の氏名欄に、被保険者が社会生活上日常的に使用している「通称名」を記載し、資格確認書の裏面に「戸籍上の氏名は〇〇(本名)」と記載します。

※資格情報のお知らせは、マイナンバーカードに登録されている保険情報が記載されるため、氏名は本名となり、資格確認書等のように通称名を記載する対応はできません。

【性別表記】

資格確認書の表面の性別欄に「裏面記載」と記載の上保険者印を押印し、裏面の注意事項欄などの空白部分に「戸籍上の性別は男」または「戸籍上の性別は女」と表記します。

※資格情報のお知らせには、性別記載はありません。

別紙① 福岡県国民健康保険資格確認書

福岡県 国民健康保険 資格確認書	交付年月日	令和 8年 8月 1日
	有効期限	令和 9年 7月 31日
記号番号	1 2 3 4 5 6 7 8	(枝番) 0 1
氏名	国保太郎	
生年月日	昭和63年 12月8日	性別 男
適用開始年月日	令和 6年 12月1日	
世帯主氏名	国保太郎	
住所	福岡市中央区天神1丁目8番1号	
保険者番号	405099	交付者名 福岡市 印
〇〇区役所保険年金課 092-000-0000		

資格確認書で療養給付を受けることができる被保険者

別紙② 福岡県国民健康保険資格確認書 (70歳~74歳)

福岡県 国民健康保険 資格確認書	交付年月日	令和 8年 8月 1日
	有効期限	令和 9年 7月 31日
記号番号	1 2 3 4 5 6 7 8	(枝番) 0 1
氏名	国保太郎	
生年月日	昭和63年 12月8日	性別 男
適用開始年月日	令和 6年 12月1日	
負担割合	2割	発行期日 令和8年 1月 1日
世帯主氏名	国保太郎	
住所	福岡市中央区天神1丁目8番1号	
保険者番号	405099	交付者名 福岡市 印
〇〇区役所保険年金課 092-000-0000		

資格確認書で療養給付を受けることができる被保険者

70歳から74歳までの被保険者は、「一部負担金の割合」及び「発行期日」を表示

別紙③ 資格情報のお知らせ

810-8620
福岡市中央区天神1丁目8番1号
国保 太郎 様

令和 7年 8月 1日

資格情報のお知らせ

交付者名 福岡市
保険者番号 405099

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号番号	1 2 3 4 5 6 7 8 (枝番) 0 2
氏 名	国 保 花 子
フリガナ	クニタカハコ
適用開始年月日	平成9年4月1日
交付年月日	令和7年1月1日
負担割合	2割 発効期日 令和 7年 8月 1日

※70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様)
スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —

Visual Visual Vi
of Visual Visual
Visual Visual Vi
of Visual Visual
Visual Visual Vi

マイナ保険証の読み取りができない場合や、情報が表示されないといった例外的な場合には、スマートフォンの資格情報画面、または、「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。
右下部の「資格情報のお知らせ」は、カードサイズに切り取りができるようになっています。医療機関等を受診する際は、マイナ保険証とともに携帯することをお勧めします。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

[問い合わせ]
〇〇区保険年金課
電話 092-000-0000

資格情報のお知らせ

令和 7年 8月 1日
交付者名 福岡市
保険者番号 405099
有効期限 令和 8年 7月 31日

記号番号 1 2 3 4 5 6 7 8 (枝番) 0 2
氏 名 国 保 花 子
負担割合 2割 発効期日 令和7年8月1日

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です。

マイナ保険証で療養給付を受けることができる被保険者（カード部分も同じ）。

70歳から74歳までの被保険者は、「一部負担金の割合」及び「発行期日」を表示（カード部分も同じ）

マイナ保険証とともに携帯することを推奨しています。オンライン資格確認ができない場合には、マイナ保険証とともに提示されれば、保険診療の確認に用いることができます。

別紙④ 福岡県国民健康保険被保険者資格取得証明書

福岡県国民健康保険被保険者資格取得証明書

下記の者について、福岡県国民健康保険の資格を取得していることを証明します。
 なお、この証明書は、資格確認書等交付手続き中のため、医療機関提出用として発行するものです。
 令和 8年 6月 3日

福岡市中央区長

福岡市
 区長印

証明書有効期限 令和 8年 6月16日まで（発行日から14日間有効）

記号						番号	1 2 3 4 5 6 7 8				
住所		福岡市中央区天神1丁目8番1号 中央マンション501号									
世帯主氏名		福岡 太郎									
枝番	氏名	一部負担金の割合	性別	生年月日	適用開始年月日						
01	福岡 太郎	3割	男	昭和50年10月30日	令和6年6月1日						
02	福岡 花子	2割	女	昭和26年 7月 7日	令和6年6月1日						

資格取得証明書で療養給付を受けることができる被保険者。

保険者番号	4 0 5 0 9 9
交付者の名称	福岡市
所在地	福岡市中央区天神一丁目8番1号

注意事項

別紙⑤ 福岡県国民健康保険限度額適用認定証

福岡県国民健康保険限度額適用認定証												
有効期間	令和8年8月1日から 令和9年7月31日まで											
記号	番号	12345678	枝番	01								
世帯主	住所	福岡市中央区天神1丁目8番1号										
	氏名	国保太郎										
適用対象者	氏名	国保太郎										
	生年月日	昭和54年3月21日										
適用区分	エ											
保険者番号並びに交付者の名称及び印	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td>4</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>9</td><td>9</td> </tr> </table>				4	0	5	0	9	9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">福岡市印</div>	
		4	0	5	0	9	9					
福岡市		福岡市中央区天神一丁目8番1号										
交付年月日	令和8年8月1日											
<p>マイナ保険証（※）を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。</p> <p>※電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。</p>												

「有効期間」を表示。

限度額適用を行う被保険者。

「自己負担限度額の区分」を表示。

令和6年8月1日以降交付分より左記お知らせを記載。

別紙⑥ 資格確認書の氏名及び性別表記の変更について（戸籍上の性別が男の例）

性同一性障害を有する被保険者等から資格確認書の表面に戸籍上の氏名及び性別を記載してほしくない旨の申し出があり、やむを得ない理由があると判断した場合は、申出書の提出により、社会生活上日常的に用いられている通称名を記載します。資格確認書の表記変更は以下のとおりです。

【表面】

福岡県 国民健康保険 資格確認書	交付年月日 令和 8年 8月 1日 有効期限 令和 9年 7月 31日
記号番号 1 2 3 4 5 6 7 8 (枝番) 0 1	
氏名 国保良子	印
生年月日 昭和63年 12月8日 性別 裏面記載	印
適用開始年月日 令和 6年 12月1日	
世帯主氏名 国保 太郎 住所 福岡市中央区天神1丁目8番1号	
保険者番号 405099 交付者名 福岡市	印
〇〇区役所保険年金課 092-000-0000	

氏名欄に社会生活上日常的に用いられている「通称名」を記載し、氏名表記欄付近の空欄に、「戸籍上の氏名は裏面記載」として公印を押印します。

性別欄に「裏面記載」と記載して、公印を押印します。

【裏面】

注 意 事 項
戸籍上の氏名は国保太郎
臓器提供意思表示欄
戸籍上の性別は男

注意事項などの空白部分に、「戸籍上の氏名は 国保 太郎」「戸籍上の性別は男（戸籍上の性別が女の場合は女）」と記載します。